



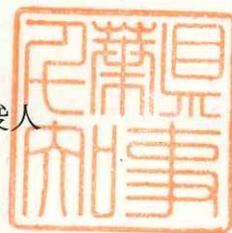
千葉県ヤ指令第1205号

千葉県市原市喜多948番地6
株式会社坂本商会
代表取締役 坂本 泰

令和7年1月20日付けで許可の申請のあった特定再生資源屋外保管業については、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号）第8条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和7年2月13日

千葉県知事 熊谷 俊人



記

- 1 許可番号
千葉県スクラップヤード第2号
- 2 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
所在地 市原市喜多字上外野948番6
敷地面積（実測） 9,488.28平方メートル
- 3 保管をする特定再生資源の区分
金属スクラップ、雑品スクラップ
- 4 破碎等の種類
切断、解体
- 5 許可の条件
 - (1) 特定再生資源の保管及び破碎等は、申請時に定めた保管の場所及び破碎等の場所において、申請時に定めた保管及び破碎等の方法並びに特定再生資源の区分を遵守して行うこと。
 - (2) 標準作業書に基づいて、適正に事業を行うこと。
 - (3) 悪臭を生じるおそれのある作業を行うに当たっては、常に風向等の気象条件に注意するとともに、当該作業ができるだけ短時間となるよう計画的に作業を行うことや、悪臭の原因を速やかに除去することなどの対策を講じることにより、悪臭が発散しないようにすること。
 - (4) 特定再生資源の保管及び破碎等に係る作業は、標準作業書において定めた作業時間を遵守して行うこと。

（続く）

(指令書の続き)

作業時間内においても、機械、設備等の稼働ができるだけ短時間となるよう計画的に作業を行うこととし、また、著しい騒音又は振動を発生させる作業は行わないこと。

- (5) 特定再生資源屋外保管事業場で火災等の事故等が発生したときは、現場責任者から千葉県環境生活部ヤード・残土対策課金属スクラップヤード対策班に対し、速やかに状況報告をすること。

また、県から応急措置等の指示があった場合は、適切な措置を講じること。

(教 示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。